



ペットを飼っている県民の皆さんへのお願い

近年、全国的に多頭飼育崩壊が問題となっています。

本県でも、近年、多頭飼育崩壊等で多くの犬や猫が手放されて、動物愛護センターへ保護されており、令和7年度は、飼えなくなって保護した猫 159 頭のうち 123 頭が、多頭飼育崩壊を原因として保護されています。

1. 適正な飼養のお願い

ペットを飼うことは、命を預かることです。飼い主の方々が、愛情と責任をもってその動物が命を終えるまで適正な飼養をすることが、「ペットのいのちも輝く神奈川」の実現につながります。

2. 多頭飼育届出のお願い

県では、多頭飼育届出制度を設けています。10 頭以上の犬や猫を飼っている方は、最寄りの保健福祉事務所等への届出をお願いします。

3. 犬や猫のことで困ったときのお願い

また、既に飼っている犬や猫が増えて困っている等の飼い主の方は、飼っている頭数に関わらず、直ぐにお住いの住所を所管する保健福祉事務所へご相談ください。



最寄りの保健福祉
事務所はこちら↓



○県保健福祉事務所等（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市を除く。）

名称	所管区域	電話
平塚保健福祉事務所環境衛生課	平塚市、大磯町、二宮町	0463-32-0130
平塚保健福祉事務所秦野センター環境衛生課	秦野市、伊勢原市	0463-82-1428
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課	鎌倉市、逗子市、葉山町	0467-24-3900
鎌倉保健福祉事務所三崎センター生活衛生課	三浦市	046-882-6811
小田原保健福祉事務所環境衛生課	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	0465-32-8000
小田原保健福祉事務所足柄上センター生活衛生課	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	0465-83-5111
厚木保健福祉事務所環境衛生課	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村	046-224-1111
厚木保健福祉事務所大和センター環境衛生課	大和市、綾瀬市	046-261-2948